

「福岡システムL S I 総合開発センター」  
付帯設備総合管理及び清掃業務委託契約書（案）

財団法人福岡県産業・科学技術振興財団（以下「甲」という。）と、  
（以下「乙」という。）とは、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）により、  
次のとおり委託契約を締結し、信義に従い、誠実に、これを履行するものとする。

（業務名）

第1条 業務名は「福岡システムL S I 総合開発センター」付帯設備総合管理及び清掃業務（以下「業務」という。）とする。

（業務の内容）

第2条 業務の事項は次のとおりとし、内容は別紙仕様書のとおりとする。

- A 設備等管理業務
- B 設備保守点検管理業務
- C 環境衛生管理業務
- D 建物清掃業務
- E 植栽管理業務
- F フィルター交換
- G 加湿装置点検・清掃
- H 作業管理

（場所）

第3条 業務を行う場所は、福岡市早良区百道浜3-8-33 「福岡システムL S I 総合開発センター」とする。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

ただし、各会計年度における委託料の年額は、次のとおりとする。

平成24年度	金	円
平成25年度	金	円
平成26年度	金	円
平成27年度	金	円
平成28年度	金	円

（契約保証金）

第6条 甲は、乙に対して、契約保証金の納付を免除する。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は代行させてはならない。ただし、甲が特に必要と認め承諾をした場合は、その承諾した業務に限り、第三者に委託することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさ

せてはならない。

(業務実施計画)

第9条 乙は、契約締結後速やかに委託期間の最初の月に係る月間業務実施計画表(仕様書様式1)を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項の最初の月以外の各月の業務実施計画表(仕様書様式1)を当該月の前月の末日までに甲に提出し、その承認を得なければならない。

(基準に不適合の場合)

第10条 甲は、乙の業務が仕様書に示すものに適合していないときは、その業務の手直しを命ずることができる。

2 乙は、前項の規定による命令があったときは、速やかに仕様書に適合するように手直しを行い、再確認を受けなければならない。この場合における費用は乙の負担とする。

(現場主任者)

第11条 乙は、業務従事者を監督するため、現場主任者を置くものとする。

2 乙は、乙が配置した業務従事者の中から現場主任者を定めることができる。

(遵守事項)

第12条 乙は、契約締結後速やかに現場主任者及び業務従事者の氏名等を、甲に届け出なければならない。これらを変更しようとする場合も同様とする。

2 乙は、業務に従事するとき、業務従事者であることを明確にするため、業務従事者に対し所定の服を着用させ、常に清潔さを保たせねばならない。

3 乙は、業務上引火性の危険物を使用する場合は、事前に甲の承認を得なければならない。

4 乙は、業務に必要なない箇所に立ち入ったり、みだりに器物等に手を触れたりしてはならない。

5 乙は、業務上知り得た甲の秘密を、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(業務実施の確認)

第14条 乙は、業務実施後、業務日報(様式は別に定めるものとする。)によって業務実施内容を記録し、甲の確認を受けなければならない。

2 乙は、業務日報に基づき、業務月報(様式は別に定めるものとする。)を速やかに甲に提出し、甲による業務の履行確認を受けなければならない。

3 乙は、現場主任者に仕様書に定められた内容を定期的に検査にて評価させ、甲に自主検査チェックシート(様式は別に定めるものとする。)を提出しなければならない。

(委託料の支払)

第15条 委託料は、月払いとする。各会計年度における月払いの額(以下「月額」という。)は、第4条に規定する当該会計年度の委託料の年額に12分の1を乗じて得た額とし、1円未満の端数については、すべて当該会計年度の最初の月の月額に加算するものとする。

2 乙は、前条第2項の規定による履行確認を受けたときは、甲が指定する請求書により当該月の月額の支払を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に、月額を乙に支払うものとする。

4 甲は、月の中途において契約の締結又は契約の解除をした場合は、業務を実施した当該月の実日数に応じて日割計算した額を乙に支払うものとする。

(業務の調査)

第16条 甲は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、乙の業務の実施状況等について業務の履行場所、乙の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(甲の措置請求権)

第17条 甲は、現場主任者又は業務従事者が業務の実施について不相当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲は、乙によるこの契約の履行が不誠実であると認められるときは、乙に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

(負担区分)

第18条 乙が業務上使用する電気、水道等の使用料金及び灯油代金は甲の負担とし、甲が備え付ける物品のうち仕様書に明記されているものは乙に使用させるものとする。その他の材料、機械器具、工具等は、すべて乙の負担する。

(臨機の措置)

第19条 甲は、緊急に必要な業務が生じたときは、乙に対し、適切な臨機の措置をとることを求めることができる。また、乙は、緊急に必要な業務が生じたときは、適切な臨機の措置を講じなければならない。この場合、乙は、直ちにその措置を遅滞なく甲に報告しなければならない。

2 前項の措置に要した経費のうち委託料に含めることが適当でないと認められる部分の経費については、甲が負担する。

(損害賠償)

第20条 乙は、業務実施に当たり、甲の責めに帰することのできない理由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負わなければならない。

(仕様変更)

第21条 甲は、仕様書に定める付帯設備、清掃実施場所及び面積に変更があるとき、業務に関連する法令の改正等に伴い業務内容を変更する必要があるとき、その他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、乙への通知をもって、仕様書を変更することができる。

2 前項の規定に基づき仕様書が変更された場合であって、委託料を変更する必要があるときは、委託料の変更額について甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

3 乙は、前項の規定により委託料が変更された場合であつて、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(事情変更による委託料の変更)

第22条 甲又は乙は、この契約締結時において、予期することのできない特別な事情により、日本国内における賃金又は物価に著しい変動を生じ、委託料が著しく不相当となったときは、相手方に対し、委託料の変更を請求することができる。

2 前項の規定に基づき委託料の変更が請求された場合であって、当該請求が妥当と認められるときは、委託料の変更額について、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

(甲の解除権)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙への事前の通知等を要せずに、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき

二 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申し立てたとき

三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき

四 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき

五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 前項各号に定めるもののほか、乙の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき

二 乙の業務が甚だしく不誠実と認められるとき

三 乙にこの契約を確実に履行する意思がないと認められるとき

四 乙がこの契約に違反したとき

3 前2項の規定によらず甲の意思によりこの契約を解除しようとするときは、甲は少なくとも2か月前までに乙に通知するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により、甲が、この契約を解除したときは、乙は違約金として、甲が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

5 前項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第24条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合であつて、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(乙の解除権)

第25条 乙は次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第20条の規定による仕様変更により委託料の年額が3分の2以上減少するとき

二 甲がこの契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であつて、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(遅滞損害金)

第26条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅滞日数に応じ委託料の年8.25パーセントに相当する額を遅滞損害金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(業務従事者の規律等)

第27条 乙は、業務従事者の身上、風紀、衛生、厚生、福利及び規律の維持等に関

しては一切の責めを負う。

(暴力団排除条項)

第28条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(協議)

第29条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 月 日

甲（委託者）

乙（受託者）